

訪問看護及び介護予防訪問看護事業  
笹貫訪問看護ステーション愛の街運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人慈愛会が開設する笹貫訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師」という。）が、要介護状態（介護予防訪問看護にあつては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

二 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

三 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

四 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

五 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 笹貫訪問看護ステーション 愛の街
- 二 所在地 鹿児島市小原町9-1

第3条の2 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 笹貫訪問看護ステーション 愛の街 サテライトいづろ
- 二 所在地 鹿児島市泉町1-15

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び訪問看護の利用の申込みに係る調整、

業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 看護師等 看護師 1 名（常勤職員、管理者と兼務）

看護師 3 名以上（常勤職員 1 名以上、非常勤職員 2 名以上）

理学療法士または作業療法士 1 名以上

看護師は、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）を作成し、訪問看護の提供に当たる。理学療法士および作業療法士は、訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）及び訪問リハビリテーション報告書（介護予防訪問リハビリテーション報告書）を作成し、訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から日曜日までとする。（12/31～1/3 は原則休業）

二 営業時間 8：30 から 17：30

三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第 6 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

一 療養生活の相談・支援

二 病状や健康状態の管理と看護

三 医療処置・治療上の看護

四 苦痛の緩和と看護

五 リハビリテーション看護

六 精神的看護

七 家族の相談と支援

八 住まいの療養環境の調整と支援

九 地域の社会資源の活用

十 認知症と精神障がい者の看護

十一 ターミナルケア

十二 在宅移行支援

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

第 7 条 看護師は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成しなければならない。

二 看護師は、既に居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画に沿って訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成しなければならない。

三 看護師は、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

四 看護師は、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成した際には、当該看護計

画書を利用者に交付しなければならない。

五 看護師は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書）を作成しなければならない。

六 理学療法士および作業療法士は訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）のかわりに訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）を訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）のかわりに訪問リハビリテーション報告書（介護予防訪問リハビリテーション報告書）を作成し、本条の一項から五項に準ずる。

（利用料等）

第 8 条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

二 死後の処置料は、6,000円とする。

三 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市（桜島除く）とする。

（緊急時における対応方法）

第 10 条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

二 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）

第 11 条 提供した訪問看護に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための相談窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

二 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録しなければならない。

三 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関して、市町村がおこなう文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合には、それに従い必要な改善を行わなければならない。

四 事業所は、市町村から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

五 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関して利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合

会から指導または助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行わなければならない。

六 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 12 条 事業所は、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

二 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を残すものとする。

三 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を順守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

二 事業所は、サービス担当者介護において、利用者または家族の個人情報を用いる場合は、利用者または家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(記録の整備)

第 14 条 事業所は、従業員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

二 事業所は、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に関する次の号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 1 主治医による指示の文書
- 2 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）
- 3 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）
- 4 訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）
- 5 訪問リハビリテーション報告書（介護予防訪問リハビリテーション報告書）
- 6 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 7 市町村への通知に係る記録
- 8 苦情の内容等の記録
- 9 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(ハラスメントの禁止)

第 15 条 事業所は、従事者である者に対してすべてのハラスメント行為（利用者等からのハラスメントも含まれる）を禁止させるとともに排除のための必要な措置並びに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切に対応するための必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止の廃止)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の廃止)

第 17 条 事業所は、身体拘束の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束の研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 19 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓

練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、公益財団法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 25 年 3 月 18 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改定し、施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 19 日に一部改定し、施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改定し、施行する。